

高次脳機能障害者地域相談支援（サポート）事業Q & A
（市町村用及び事業所用）

Q 1 職員派遣の依頼に当たり、費用負担はありますか。

A 1 特にありません。

Q 2 派遣される職員はどのような職種ですか。また、医師の派遣は可能ですか。

A 2 検討する事例の内容など派遣依頼内容をふまえて、主に高次脳機能障害支援コーディネーター（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、ケースワーカー）を中心に派遣する職員（職種）を決定させていただきます。
医師の派遣については、現在、派遣できる医師はおりません。

Q 3 職員の派遣を受けることのできる回数は、決まっていますか。また、複数の事業所から派遣希望があった場合でも、派遣は可能ですか。

A 3 職員派遣の回数は、規定していません。必要時、ご相談ください。
また、複数の事業所からの派遣希望も、取扱い上、派遣不可とはしていません。
しかし、想定以上に派遣依頼が見込まれ、派遣することが困難な場合は調整させていただきます。
高次脳機能障害者支援センター（以下「支援センター」という）では派遣依頼のご相談を受けた後に、必要な調整を行い、速やかに調整結果をお伝えすることとしています。

Q 4 事例検討会、ケア会議以外の関係職員向けの研修会や講演会の講師として、この事業による職員派遣をお願いできますか。

A 4 本事業は、高次脳機能障害者に対する相談支援を行う機関に対し、支援センターから職員を派遣し、事例検討会等を通じて、相談支援に必要なノウハウの伝達や情報提供を行い、地域における相談支援がより適切に行われるようにすることを目的としています。
講演会、研修会への講師の派遣についてもご相談ください。

Q 5 事業所等で対応が困難と判断する事例について、派遣職員に同行訪問を依頼することは可能ですか。

A 5 支援センター職員による同行訪問が高次脳機能障害者支援に効果的である事例などについては、可能な範囲で対応したいと考えています。

同行訪問依頼については、事前にご相談いただく際に、高次脳機能障害者の状況について、より詳しいご説明をお願いいたします。

Q 6 事業所が派遣依頼したことを市町村に報告することとされていますが、どのようなことをどこに報告すればいいですか。

A 6 高次脳機能障害者や家族への支援は、継続的な支援が見込まれることや管内関係機関の協力を必要とすることも少なくなく、市町村に承知しておいていただくことが必要です。

支援センターに派遣依頼した内容を、必ず住所地の障害福祉主管課もしくは介護保険主管課へ報告をお願いいたします。